

豊海テニス場における親子・未就学児利用の 対象者拡大（試行実施）について

現在、豊海テニス場では、親子のふれあいや子どものテニス活動の場の確保を目的として、親が子どもの安全管理を行うことを前提に、区民団体に限り、親子利用〔中学生、小学生、未就学児〕が可能となっております。

このたび、親子利用対象者の範囲を以下のとおり拡大します。なお、本実施は試行実施とし、利用実態を踏まえ、今後の対応を検討していきます。

1 変更内容

現在	変更後
「区民団体」で登録している構成員とその子ども	「区民団体」で登録している構成員とその子ども ＋ 「在勤団体」で登録している「区民」とその子ども ※試行実施とする

2 変更時期

令和5年7月21日(金)

3 利用のルール

- ・利用日当日、受付の際に「親子・未就学児の利用申請書」をご記入ください。（申請書は利用毎に記入ください。）
- ・**在勤団体に登録されている区民の方が親子利用をする場合、大人の方に区民であることがわかる証明書（運転免許証など住所の記載があるもの）を提示していただきます。**
- ・利用できる子どもは、**中学生、小学生および未就学児（未就学児については自分でラケットを持ちプレーできることが条件）**です。
- ・ラケットの貸出しはございません。
- ・テニスをしないうき添いの未就学児は、安全管理上入場できません。
- ・本制度は親子が一緒にプレーすることを目的としています。一部の親が他のお子さんの面倒を見る行為は利用の趣旨から外れますので対象外です。また、**子どもを主としたテニススクール形式の利用は認められません。**
- ・利用中に発生した事故・怪我等は利用団体の責任となります。
- ・施設管理者が利用のルールを守られていないと判断した場合は、プレーの途中であっても利用を中断していただくことがあります。
- ・管理面での問題が生じた場合は、対象者拡大（試行実施）の取組を中止といたします。
- ・親子利用（子どもが中学生以下）ができる施設は豊海テニス場のみです。学校校庭テニスおよび柏学園テニスコートの親子利用はできません。